

## 「市民活動支援事業」を募集 ～市民協働のまちづくりをめざして～

「市民活動支援事業」の 2019 年度の募集を開始します。この事業は福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成、その他社会貢献に係る分野で活動する団体に対して、活動の際に必要な経費の一部を助成するものです。

### 1 支援方法

設立 2 年未満の公益的な市民活動を行う団体または、市と協働で事業を行う市民活動団体へ次のとおり支援金を交付します。

なお、設立 2 年以上の団体または旧制度（平成 30 年 3 月 31 日まで）で支援金を受けたことがある団体には経過措置を設けています。

#### ①立上げ支援型・協働型

支援金の種類	支援金の上限額	支援金の交付回数
(1)立上げ支援型 (設立 2 年未満で旧制度の支援金を受けていない団体または現制度の立上げ支援型支援金を 2 回まで受けたことのある団体)	初回 10 万円 2 回目以降 5 万円	3 回
(2)協働型	支援対象経費の 2 分の 1	制限なし

※(2)協働型とは、行政と協働し市の課題解決に向けた事業を行う団体への支援金です。

#### ②経過措置（設立 2 年以上の団体または旧制度で支援金を受けたことがある団体）

支援金の上限額	経過措置の期限
5 万円	2020 年度まで

### 2 支援の対象となる団体

- ・ 5 名以上で構成され、市内在住の方が半数以上であること。  
※経過措置は 2 名以上
- ・ 団体の事務所の所在地または代表者の住所が市内にあること。
- ・ 市内で市民活動を行っていること。
- ・ 団体構成員以外の人に対する活動(事業)を年間 12 日以上行うこと。  
※年間とは、2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日
- ・ 市から他の委託料及び補助金を受けていないこと。

### 3 支援の対象となる経費

事業をするための直接経費

例) チラシなどの印刷代、会場使用料、活動資材の購入費、郵便代など

### 4 応募方法

- (1) 申請書 各市立公民館・三木南交流センター・市民活動センター・市役所市民協働課窓口にある申請用紙に必要事項を記入し応募してください。  
申請書は、市のホームページからもダウンロードできます。
- (2) 受付期間 4月1日(月)～5月30日(木) (祝日を除く)  
月曜～金曜 午前8時30分～午後5時  
※今年度の募集は上記期間の1回のみです。
- (3) 受付場所 各市立公民館・三木南交流センター・市民活動センター・市役所市民協働課窓口 (FAX、電子メール、郵送不可)  
※採否決定通知書は、6月下旬～7月上旬の発送を予定しています。

### 5 他の支援事業との調整

市では、全庁的に今後の市民活動支援策を検討しています。

平成31年度、市民活動支援金以外に助成金(補助金)を予定している事業は次のとおりです。

- (1) 子育て支援団体活動促進事業補助金 担当：健康福祉部子育て支援課  
5月申請受付開始予定(平成29年度より運用開始済み)
- (2) ふれあいサロン助成 担当：健康福祉部福祉課  
5月制度説明会、6月申請受付開始予定(平成31年度より運用開始)

なお、市民活動支援金と上記(1)または(2)の助成金の両方を併用して交付することはできないため、市民活動支援金受付時において、上記助成金制度の対象となる可能性がある団体に対し、同制度の内容の周知を図り、当該団体に適した支援が受けられるように調整します。

**問い合わせ先** 三木市市民生活部市民協働課  
電話0794-82-2000 (内線2497、2498)